

## 第 2 期弘前市子ども・子育て支援事業計画（2020 年度～2025 年度）

### 事業計画策定について

#### ◀ 概要 ▶

市町村は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備や業務の円滑な実施が計画的に行われるよう、5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされている。

平成 27 年度を始期とする第 1 期事業計画が、平成 31 年度（2019 年度）で終期を迎えることから、今後、2020 年度を始期とする「第 2 期弘前市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなる。

#### ◀ 策定方法 ▶

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）に基づき策定する。

策定に当たっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等进行分析し、また、保護者の利用希望等を把握するための「**利用希望把握調査**」を実施し、それらの内容を踏まえて策定することとなる。

なお、利用希望把握調査の実施に当たっては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年内閣府事務連絡）を基に行う。

#### ◀ スケジュール ▶

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 【2018 年 11 月上旬】 | ○ 利用希望把握調査の実施開始<br>・ 調査項目の検討、調査票の作成                   |
| 【2018 年 12 月上旬】 | ○ 利用希望把握調査票の発送<br>・ 調査対象：未就学児童 2,500 世帯、就学児童 2,500 世帯 |
| 【2019 年 1 月中旬】  | ○ 利用希望把握調査票の回収・集計<br>・ 回収見込み率 50%を想定。                 |
| 【2019 年 1 月下旬】  | ○ 利用希望把握調査の分析開始                                       |
| 【2019 年 3 月下旬】  | ○ 利用希望把握調査結果報告書完成<br>・ 量の見込みの算出、確保方策の検討等              |
| 【2019 年 4 月 ～】  | ○ 第 2 期事業計画策定作業開始                                     |
| 【2020 年 4 月 ～】  | ○ 第 2 期事業計画期間開始                                       |